



□ 9
4120
4



門口 9  
號 4120  
卷 4

福澤諭吉譯



童蒙訓  
人字二編



明治五年  
壬申季秋

尚古堂發兌

41-6432



童蒙を一人草卷の四



福澤諭吉 譯

第十九章 他人の天然の通義不就き誠を盡す事

夫の垂小なる人ハ天の道不從ひ其身と心とを自由自在に  
まへき筈の理有りこそを人の通義といふ他人不對して失  
禮小も巧むむと他人の害小もあはれことなきは我思の  
まゝ小事をおもひも差支はることあり又垂の太平を害する  
こと小なりとせむは我思のまゝ小事を考へ我思のまゝ小言  
葉を發するも是亦差支はることあり故に他人を以て我を

せむらと為す欲或ハ物事ハ害を為さざる人を制して我心  
 小従を以て我心を以て其人の身を制し當人を以て思ひの  
 事ハ小事を為さしめ思の事ハ大事を考へしめざるハ大  
 なる乱暴小て其人の通義を害さるの甚だしきものと以ふ  
 べし其に或ハ害さるの罪ハ當人の地面を奪ひ或ハ其金を  
 盗む小異あることあり

い 佛蘭西小於ておやけりの事

一國の君たる者或ハ其國の貴族等ハ同類の人小對して威  
 權あるものゆゑ此威權を以て事を行ふハ依怙最負の沙  
 汰ふくして穩便を主とし自分の力小及ぶたけハ下々の者

の都合ありやう小心を用べし若し然らざりて上たる者小  
 心得違はるるとは恐ろしき變を生むるものあり元來下々  
 の民百姓ハ國の政事正しくして慈悲深くさくばよく  
 上小従ふ者ふもども不正を以て無理小押付んとさるるとは  
 ハ恐ろしき人情小ありて其害をおもふこと測り可らざ千三  
 百年代佛蘭西小おやけりの師として百姓一揆の起したるも  
 此一例ありとるとるまことつととひく人この始末を記し  
 たることあり今其記事を左小掲てこまを示す  
 「おやけり」とハ佛蘭西小はりり百姓一揆の名ありこの名の  
 起し由來ハ同國小て貴族の輩百姓どもを賤しめ嘲りて

志やくボのむとひひーよりこの一揆をもおやけりの師と  
 唱ふるありおやくボのむとハ結構人の三太郎とひふら如  
 き人を馬鹿ふしたる言葉ありおやけり此一揆騒動の源ハ佛  
 蘭西の貴族等年来百姓どもを無理ハ押付けこきを耻しめ  
 こも浅苦しめこもハ無禮を加へしより始りたるあり元來  
 佛蘭西の貴族等ハ百姓どもを見てこきを同類の人間と思  
 へば自分より一段下りたる者として百姓の自体も其家  
 蔵自代も上たり者の思のすくハ取扱ひ生々も殺も與  
 ふるも奪ふも我勝手次第ありと心得て我儘を働くの風ハ  
 色バ下々の民百姓ハ依りておぼる所なく唯國王を頼りて

うらう小艱苦を忍び居るをりをあり此時丁度佛蘭西と英  
 吉利との戦争ハ佛蘭西敗北して國王も生捕とありしハ付  
 てハ國中の騷動一方あつた然るハ貴族等ハこの騷亂の世  
 小在て却てすく増長し傍若無人憚る所もふくして威權  
 を振ひ或ハ酒ハ酩酊して領分の百姓を苦しむるおどの惡  
 行小及びびりハ百姓共もひよく望を失ひ盡して最早前後  
 も顔もど乱を思ふの心を生ぜり身ハ飢寒の苦界ハ陥りて  
 貴族の榮耀榮花を觀るの怒ハ堪へざり乃ち農家ハ有合ふ鋏  
 鎌を携へ斧鉞を提げて數萬の百姓群集し國中の貴族等  
 を残らざり伐ち平げんとて意を決したる勢ハさも恐ろしき

有様あり

夫の一揆ハ、鬼々方々小起りて、遂一國中の騷動不及づ。  
 愚民の一揆ハ、古より其例少からば、上の悪政小察りてきて、  
 一時小その節と破るるは、乱妨狼藉至らざる所あり、無知  
 文盲の民小ハ、珍らしかば、姫振舞ふを更小とせ、或怪しむ  
 小足らば、無数の群民雲の如く集り、蜂の如く起り、火を放て  
 貴族の家を焼き、其門を破り、其城を毀ち、其妻子を引出して  
 こそ、汝あふり殺し、小らる等慈悲あきも亦甚たしと、いふべ  
 其勢ハ、恰も首の鎖を解たる病犬の如く、小して義理の何  
 者たるを知らば、人情の何事たるを辨へざるあり。

右の如く一揆の害ハ、恐ろしきものあり、ども其本を尋むるに  
 上より無理を以て下を押付けらば、汝無學文盲小陥ひ、是た  
 多小由り一旦其締を破りしと、然も亦人間の情合を知らば  
 して斯る乱妨をも働くことふと、巴何あがち一揆の者を咎  
 る小足らば、其實ハ、悪政の罪あり。

○とをまをくらるるそんの事

英吉利の領分ある西印度の地小ハ、年来亞非利加洲より黒  
 奴を買入せ、これを「まを」と名け、其當人の生涯ハ、勿論子  
 孫までも買切りの奉公人と為して、其取扱ひ牛馬小異あら  
 ば、毎年この黒奴を船小積込、西印度小て賣買をること幾

千人といふやどの數ふも古よりの仕来りて世間の人  
 もこそ小慣光千七百八十五年の頃までハ怪む者もあかり  
 一ダ同年英吉利の國かんぶりとの大學校ハ於て學校の書  
 生小文章を作らしめ其出来のよたものハ褒美を與ふべ  
 して先生より題を出せしこと何れ其題ハ人を強ては  
 けしと為さハ理小當をるや否との問ありとをよきくら  
 くそんハ此時學校寄宿の書生ふもバ力を盡して其文を綴  
 里學校の褒美を得たりこの文章を公けふ吹聴せし翌日同  
 人ハ馬小乗てかんぶりとより「ろんどん」へ行きて途中も  
 始終この文章のことを考へ何れ心配の様子小て道もそか

ぞりて遂小馬より下りて路の傍小坐し躬かき氣を轉して  
 思ふハ我文章の趣意も或ハ道理小戻りしあらんと強て説  
 を為さんとももども一心小定りたる見識は如何し  
 もこそ此派變ぢんかきまきまハ年來亞非利加の人を慈悲ふ  
 く取扱ひしハ英吉利人の罪小相違も何れ此の上ハ世間  
 一般の人をしく活たる眼を開けしめこの一条小付き正し  
 き義理を知らしめざる可らむこハ人間の一大事をば此  
 大事を身小引受力を盡す者ありるんかきまきとて心まき  
 中をかきまきしてろんどん小著し取敢て彼の文章を出版せ  
 してバこそ此見えて心を動かし者も多かりしあまとも當人



いふまでもなく殺害不遭てんとせしむ数度不及び一不ど  
のこともおぼどもくらくせんハ其一心不決断せし趣意を  
變じることなくして遂に千八百七十年に至り英吉利議事院  
の評議ふて「ををいりの高賣を禁むるとの命を下すに至る  
を實に天下の一大事件といふべし若しその時より二十年  
以前にこの事をいふかどめ語る者いふバ愚人ともいふを  
狂人ともいふべき筈ありん  
英吉利にて「ををいりの高賣を禁むる不付他の歐羅巴の  
國々おても其例不倣ひ數年の間不皆禁制の命を下し千八  
百三十四年不至り英吉利にてハ政府より二十萬不人との

金を出して諸方おぼる領分のををいりを残らば身受して  
こも派召使ふことを禁むたり實に此一条ハ人の不幸を救  
ひ大仕事おぼども其源を尋むバ唯一人の仁心より出で  
しことあり世のたれ不我一身を委ねて九人の企て及ぶ可  
らざる所の功業を成したるハ人を愛し理を重んむるの心  
深切ありといふべし

第二十章職分不就き誠を盡す事

金おても品物おても人の物を貫ひ其代として先方の家の  
用を達する又ハ其田地を耕む又ハ其店細工場等おて  
仕事する又ハ其人の病を介抱する又ハ其人の名代と



ありて公事訴訟の場所不出るふどを約束するなり  
ハ先方の主人ハ固より我を信し必是等の事をよめや  
不為るあふんとて我小事を任せたる者あり然るも其金の  
を取て勤むべきの職分を勤めざるハ主人の目を掠て不  
正の金を取るといふものにて其罪ハ人をだまして金を盗  
むハ異あふを譬へバ今も小人あり他の家不雇をきて一  
日十時の間をくらげ何程々の賃銀を取らん一と約束し  
て一時の間怠るときハこの人ハ約束の賃銀十分の一を盗  
む者といふて可あり  
他人のため小事を為して身の面目を失ふことあかふんと

あふバ信實をつくり心を用ひて残り所もよく其事を成  
さざる可らも時を以て定めたる仕事あらバ其仕事の間ハ  
假令一分時たりとも無益の時刻を費するあふを  
又この國に居てハ世間一般のため不盡るべき職分あり  
の職分を勤る不於ても信實を盡るべきハ人々相對して請  
合ひし仕事不於けるが如くあるべし即ち其職分ハ國の  
政事を評議する役人を入札して推舉することあり斯る役  
人を撰ぶるハよく其人物を察して役義に相應るべきや否  
を考へ唯この一事に心をもちて一議事院の評議役等ハ唯  
一國のためを重んじて事を為すべき者あり裁判所の役人

道徳教草 卷の四 八

雑言新語 雑言新語

ハ一國中の人と人との間正しき理を行てせしめんとせ  
る者あり何れも重き役義の者なればこそ推舉するもハ  
人を恐るゝこともなく或ハ又私小人を顯負するともあ  
く世間一般のため不信實を盡して我職分を勤べきあり  
或ハ又友達あど我小相談するとも何れも信實我心不於て  
其人のため小宜しかるべきと思ふこと或ハ或ハ  
又其友達ある者人を用ひて事を任せんとし其人の人物如  
何とて我小聞合せること何れも信實小我知る所を告げざ  
るもかたむ若しも我氣力弱くして其人の怒らんことを恐  
る人物の宜しかりむとハ知りおがむは或は或進ること何れも

バこも友達を欺くとつふものありこもがため友達ハ何れ  
も人物を用ひて又この人小欺小害を蒙ること甚だし  
る也一故不斯る場合小臨でハ假令心小苦しくとも先方  
の人小對して氣の毒あるも勇氣を振ひ堪へ忍びて丸出  
し不信實を話さむきあり

い 盲人と犬との事

年よりて目の見へざり難読者ハ乞食して世を渡るも犬を  
道の案内小用ること何れも其仕方ハ綱小て犬を繋ぎ其綱を  
手小執りて犬の行く方小従ひゆけば犬の目小て路  
導き水小落ること何れもなく崖より轉ぶこともなく怪我が心

雑言新語

雑言新語

配りしどもあり或時羅馬の都小盲人の乞食りて犬小引  
かきて往来せしがこの犬ハ珍らしき知恵有りて且つ主人  
のため小深切をつくり正しかりざる振舞をさせしことか  
し盲人ハ一七日の間小二度をうり同ト町を通り得意の家  
の門小立て報謝を乞ふの習ありしが犬ハ既小其路を心得  
て案内を為し報謝を施まぐしとわ不しき家ハ軒別小立  
寄り盲人の報謝を乞ふ間ハ其かた人小休と居て其家より  
報謝を與ふる状或ハこも成断ちたりハ乃ち立て又次の家  
小行き報謝を待つこと前の如し或ハ其家より小銭を授  
け與ふるやれハ盲人ハこも成探るとと出来ざるとも犬

ハ決し其錢を見失ふことふく是を口小加へて主人の手  
小持ち冠ものの中小入と一度も誤ることあり或ハ家の窓  
よりをんの欠らを投げ與ることあり此犬も我家にて固  
より十分の養を受し者ありぬバ畜類の持前不て是を喰ふ  
べき筈ある小決し然を假令ひ飢て腹ハ空くとも主人よ  
り與る者小つとざとバ唯一切の食物も口小つけし事あり  
人の心正しきし其行状の慥あることとの犬の如くある  
ハ大小誓むべきことあり

將軍わしんとんの事

亞米利加合衆國の大統領わしんとんハ一人の友達有り

の人ハ「わしん」と共小出陣して英吉利の兵と戦ひ太平  
の後日「わしん」の家小出入して格別の親友あり  
が元来氣前より人物小てさしでがましくもかく人相ハ  
まども事を為さず才氣小ハちと乏しき方あり此時不當  
りより明役より大統領より其役人を申付べき筈あり  
リバ諸人の思ふは彼の人物を國の耽め小軍功あり大  
統領ハ格別の間柄小て統領のこも採用ひんとするハ勿  
論のことまは此度の役義を蒙る小於て必もむかひき  
ことハ以るすどして心の内小待ち構へざる者あり  
然る處小又この役義小就かんとする者一人ありこの人ハ

格別の人物小て才氣小ハ中分ありと雖も國の政事向の  
こと小付兼てわしんと人の議論小合さず大統領のため小  
功を表したること小なく却て統領の爲事妨げんとせ  
しむどの次第小て大統領小親しき者中を皆こめ人とハ  
不和小をバ諸人も其役義小就くことハ逆も覺束ふと思  
ひしが豈圖らんこの度の役を命ぜらる者ハ大統領の  
友小なりとせし其敵あり  
この事小就き最初より氣をもみし者ありてわしんと  
の許小至り此度の役を命トたるハ不都合ありとの趣を述  
べしりバ大統領の答小云く余ガ朋友ハ余ガ心を以て交る

あり其人ハ余ガ家小来りてうろろにあり余ガ心小對  
てあろろにあり然もども其人物を察する小性質美あり  
と雖ども事を為すべき男小巧を一方の入ハ政事向の議  
論不於て余ガ敵をまども余ガ私の心を以てこそ如何と  
もまじくわらむ余ハあよろいあしんとん小あまを合衆  
國の大統領ありあよろいあしんとんの私の身を以てハ初  
の人小對一力を盡し深切を表さべけまども合衆國大統  
領の身不てハ去を如何ともまじくわらむありと

は捌きの役人がまこいんの事

英吉利王第四世へわりの子あるをうる長の君ハ理非の分

別なき人ハハ何れもまじくも性質短氣小して其交り町の者  
ハ何れも宜しからざる人物あり或時この王子の友達小罪  
を犯す者りて裁判所へ引出ださる捌きの役人が良し  
んの前不て仕置の申渡しりりけむ王子ハ固よりこの者  
を救ふんとまむの心切ある由りこの申渡しを聞て怒る  
こと甚だしく場取柄をも辨へて裁判所の席不て捌きの役  
人を打擲せりこの振舞の乱暴あるハ固よりいふべきも  
まことまじくも王子の身分とつひ殊小其父君ハ現小國王  
ふまバ誰れにむを恐見憚かまざる者りんよめつねの入  
ありバ必む王子の罪を咎ることなき筈あるまがまこい

んふ於てハ然らば其裁判の役人たる職分を重んじて身の  
危き代顧を勤る所を勤めんとて獨り心を決断し乃ち王  
子の無禮を咎めてこゝろハ牢を申渡したり  
王子も元來分別なき人物なりけり其罪を知り  
身分の貴きゆゑを以て自後罪人を救ふんとすも國の  
法に於てあまは許さざるとの理伏しておんしやうハ牢  
の命を受けたり

右の始末國王の聞お達せしバ王の喜悦斜るハ手拍  
ち聲を發し云く國の法を行ふは斯くも勇まじき一人の  
家來なりハ余が幸あり斯る罪伏せたる一人の子なりハ幸  
のまじき幸ありと王も亦明君といふべきあり

に誠なり入札人の事

是こつとらんどもて議事院の評議役を撰ぶの法ハ四箇村  
或ハ五箇村の組合ふて其内より入札を以て一人を擧る仕  
來あり昔日ハ村小て入札する者ハ其村の役人小て一村小  
十六人乃至十八人なりりのをのかり入札の組合四箇村  
て二村ハ此人を擧んとし二村ハ彼人を擧んとして其札の  
數双方共不同ト多にハ二村づゝ順番ふて決着の札を入  
て一方の入札小従ふの風あり  
頃ハ千八百七年國中一般の入札なりとて或村小て決着

の札を八せし小村役人の數丁度二小分を一方ハ此人を舉  
んと一方ハ彼人を舉んとして如何とも決一兼たふ小付  
さば別一人の八札を取てこそ決定めんとて人物を求  
めし小身元賤しき鍛冶屋つてこの八札の役小當り然  
る小此度の撰舉小當りべき二人の者ハ唯鍛冶屋の心次第  
小て身の浮沈も定ることふきバ一人の者よりひそり小鍛  
冶屋の許へ使を遣し何卒我たれ小八札を為し其をよとて  
頼入をし小鍛冶屋ハ包こ隠れことふく自分小ハ素より  
一方の人へ八札を積りて既小其心を決したりの音を  
答へたり使の者ハこそ成聞て大望を失ひ何とて其

説を變へしめんと色々小方便を用きども更小其甲斐何  
ざ色バ乃ち利を以て去を引入しんとし若し此度の一条  
小付此方の思の終小八札をすること何し其謝義としてよ  
き職業を授け且子供の世話をも為し遣さへしとの趣を何  
と云合めけきども鍛冶屋ハ少しも動く氣色なくこの  
度の八札ハ同國の人々へ益を為さきためふとて余が身  
小受する委任ふきバ余が真心小て其人々のため小宜しか  
る人しと思ふ通り小せざる人初きを自かの利のためを謀  
り或ハ他人ひとり心の心を悦しめんやどのため小取計ふ  
べき事柄小何しざきバ余小於てハ決して斯く取計をざる

ありと答へけをバ使の者も當惑したるも尚も我意を通  
さんとしきつバ最前の約束の外小金子を贈らんとて初ハ  
五百不んとを與へんと云ひ次ハ千不んとと云ひ又増  
て千五百不んとを以て貯へ難き大金あるも更ふとの  
此織人の生涯の稼を以て貯へ難き大金あるも更ふとの  
金不迷ふ心なく如何にして月采知せざり不由り使の者も  
せんりたふく引取りけをバ其翌日の入札小撰擧せしむた  
る者ハ片相手の人物ありしむ此人の耻を知りて賄賂を  
用ひざりし者なり

第二十一章借財小就き誠を盡す事

他人を使ふて仕事を為さしむる状又ハ其人より物を買ふ  
て其賃銀状又ハ代金を直小拂らさざるにハ其拂ふべき  
金の高を名けて借財といふなり斯く人を使ひ物を買ひし  
者ハ借方かて人を使はざる物を買ひし者ハ貸方あり  
高賣る者ハ互の便利のため度々人の物を借らざらん  
くは或ハ又高賣小関するむともよめつねの事柄かて祈  
節ハ是非とも互小貸借するともあり人の物を借ても時を  
違へてしてこそ返さるべき目當りて借方も貸方も双方  
得心づくのこともあるバ互小貸借するとも道理小於て差支  
あしと雖ども或ハ返さるべき目當りもあしと



重家考堂 卷の四

妄借るハ甚だ宜一かゞざる夫とありトハ他人の物を以て自分の利益とあり他人の骨折を以て身を養ふといふものにて其實ハ甚と夫を盗賊の類あり  
正しき人ハ據處あき次第何れもバ他人の物を借ることあり又夫を代返さざれば目當何れもバとを借ることあり既小借財されバ常小心を用ひてこそ代忘ることあり萬一小も思裁なきこと出来て拂方小差支るれば乃ちと色だため小心を苦しめ何れもバとを借ることあり様々小苦勞一些細の残みても皆済小至るまでハ等閑小もろことあり

いをむいもの君の事

日耳曼の小國を多ふもの君ありトは凡そ今より百年をり以前の人ありト其勝手向不如意小借財甚ど多き小付或人この君小説き國中の者へ新小運上を増して勝手向を取直さるトの旨を勧めたり一國の君たる身か小て金を得るの趣向ハ先づ運上のことトは思はるは尋常の君あらバ必むこの説小従ふべき筈あり小是れを小於てハ然らば獨り自かト思ふトこの借財を為したるハ國中の者小何れもされバ國中の者をしてこそ代拂をしむるの理ありト先づ無益の供人馬小減トせねトといふ

慶小引籠りて儉約小暮一<sup>ち</sup>定式の費を省て金を積と次第小  
借財を拂ふの仕組を設けりこの仕組小て借財の高残ら  
む片付き一後本國小歸り一りバ國民の親一もを得ること  
以前小百陪一とくろよよく其位を保ち一とつふ

ろんてむ借財を返さる事

商賣小業外の事起りて大なる損亡を蒙り迎り其借財を拂  
ふべき見留あさ者ハ貸方の人を集り其次弟を告げ身代何  
そわぎりの物を出して貸方の人々へ分配しとせふて借財  
を皆済ふまること何りとき成町人の分散と名づく筋合正  
しき分散あまバ世の人もとき成譲ることふく却て氣の毒

小思ふものなり斯く世間の人もとき成許一且國の法小於  
ても其借財ハ皆済ふありたる款あまども若一當人小去と  
を拂ふべき力何もバ正味借財の高を殘らざ返さる可ら  
む即ち是人たる者の心の責ありさまども一度分散したる  
者小て更小其舊借を拂ふべき不どの身元小あり一者ハ世  
小掃あり或ハことを拂ふ能き不どの身元小あり一ものも  
あまふ何れども實小昔日を忘るてこれを拂ひ一  
者ハ尚更小掃あり若一斯く人物何れバ面目を知らる人と  
して譽むべき者あり  
ふとんきり人ダ亞米利加の町人ふんをむの事を記せ一文

ふ云くぞんてむハ初め英吉利のありきとるふて商賣せし  
ガ方々へ借財の高増してこそ成拂ふこと能をむ乃ち金主  
へ夫々の話合を付けて亞米利加小行き更小商賣不出精し  
て數年の間ふり身代とあまう其英吉利小歸るよりハ余  
と同船たりしが歸國の後以前金を借たる金主の人々を  
案内して酒宴を設け先年借財のことよりを申込しり  
容易く其談判を聞入も具一段かどけあしりて一禮を述  
べけきバ列坐の客も唯一通りの挨拶あふんと思ひし初  
て馳走の皿を取替るるに皿の下を見れば銀々の前小銀坐  
の手形あり即ち舊借の元利を揃へし高ありしと我

は貴族あるとまりの事

英吉利の貴族もるふんと人ふ二人の子あり兄をあると  
り云ひ弟をあるとんとといふもるふんと人の死する  
るに數千の借財ありて其家を續ぐ者ハ長子あると  
まりありしがこの特別段の法を以て亡父の借財をバ拂  
むとも差支あきことふ定りしどもあるとまりハ心小於  
てあるとまりをころろとせき獨り自かす謂へらく假令ひこ  
の家を續ぐも借財を附るやでハ安樂小暮まべかむと  
てこそより數年の間嚴しく儉約して漸く亡父の借財を拂  
ふべき方便を得たり

諸方の借財を拂ふに高百五十兩との返済を求るとして  
證文を持參せし者有り主人こそ成聞てよく其次弟を詮索  
せし小證文の高ハ百五十兩んとあるども元この證文を所  
持せる者ハ貧しき老人ありしが五十兩との金ふて此度  
の人へ其證文を賣せしとの始末明白ふ分りけし主人の  
云く余ハ正しく汝と勘定を為さばきのみふて過分のもの  
を與ふべからむと云ふ小五十兩との金有り汝が證文を買  
ひし高あり別小利足の金有り汝が證文を買ひし日より今  
日小至るまでの割合あり此元利を持去るべしと云ひけし  
バ先方の者も恐入り假令ひ一錢を得ざるも法不於てい

一方もあき筈ある小先づ別段小損亡も何とぞせしとてこ  
をふて満足せしとぞ其後主人ハ又彼の初小證文を所持せ  
し老人を詮索し其貧窮なる様子を聞きとも小證文の本  
高と定りの利足を與へたり  
右の次第を觀る小忍るをさるりの氣力慥小して義理固き人  
物たるハ若年の時より既小其證抑り其後英吉利小て高  
き位小登りて國家の大任を受けしもの氣力とこの徳義と  
小由てあり  
第二十二章鄙方ある利益を得る小當り誠を盡す事  
世の中不出世金儲の方便ハ様々ありものふとバ或ハ國の

捉とらめてハ禁きんむる所ところハ何なにもなきも其その出世しゅっせ金儲きんぞの趣意しゆい柄がらハ  
由よしり世間よの人氣にんぎを怒いららしむることことも何なにも或あるハ其事そのこと柄がらの鄙ひ  
劣あつふるものも何なにも故ゆゑハ自分自分の身みを貴うとび自分自分の好このよざり事こと  
を以もつて他人他人ハ仕向しやうることことあらんと欲ほつむる者ものハ斯かくる出世しゅっせ  
金儲きんぞの場合場合ハ當ありて人ひとたるものハ職分しやくぶんを思おもひ天理てんりハ背そむて  
身みを富とみまふとの振舞うまハせざりなり

いよいよトでいどの事

およりトでいどのハのちんをむまをやの貧家ひんかの子こあり或ある  
老婦人らうふじんの惠めぐみまで育そだてらる年頃としがらハありて人ひとの家いへハ奉公ほうこう給たま  
仕人しにんたりしが漸しだく出世しゅっせして賭方たかほうとあり其その心底こころも律儀りつぎハ

て萬事ばんじハ心こころを用もちるを以もつて大主人おほいしゅじんの意いハ叶かなひたり  
主人しゅじんハ一人ひとりの妹いもうと何なにも下くだいどの立居たちゐ振舞うまいと愛あいらしく  
又また男おとこらしきを見て朝夕あさゆふとも成親なりおやし戀慕こいぼの情なさけ浅あはかどむ叔おや  
今いまでいどのためハ謀まかるふこの處女むすめの心こころをすましく動うごかして  
竊ひそか契せきを結むすびあハ身みのためハ大主人おほいしゅじんの利益りえきありし處女むすめの  
情なさけも黙止もくしがとく且かつハ身みの出世しゅっせのためとて一時ひとときハ迷まよの心こころを  
起おこさるるふも何なにも及およびて自みづかり考かんがふるふこハ出世しゅっせ  
の本筋ほんしんハ何なにも今若いまわしとの處女むすめと契せきて夫婦ふうふとありハ主人しゅじん  
始はじめ一家いっかの者ものをして心こころを傷やぶしめ我身われみも處女むすめも其その小耻せうぢを蒙ある  
小至せうしらん迎むかひぬことハ此こゝ一条いっぢやうを主人しゅじんへ告つると我職分われしやくぶんを

是と思ひ乃ち主人の許不至事の次第を語り迎も不釣合  
ある縁糸を思ひ切らずや其取計を為し給ふといひけ  
るは主人も其操の高き不感とて彼の妹を遠方へ引分け  
其後聞ゆあくでいどのため不周旋してよれ役義不推舉  
たり不いどハ此役義不就き數年あつて一家を起し今  
ハ彼の處女不配耦するも耻かしくぬ身分とありたをバ  
舊の主人の許不て表向不替禮の儀式を整へ一家親類不  
異存なく睦しき夫婦とありしを

第二十三章物の賣買をること不就き誠を盡す事

物を賣り物を買ひ其外都て金銀品物を取り遺すること  
不付き如何ある仕方あるとも決して相互不人を欺くべ  
らむ

高賣人の家不用品方寸尺ハ米一粒の重さ毛一筋の中た  
りとも偽あるべからむ性合の宜しからざる品をよれやう  
不飾りて人を欺くべからむ眞實の品柄不應とて價を求め  
いさしくたりとも過分の利を貪るべからむ  
又一方より云へハ物を買ふるに賣人の誤りて品物を多く  
渡す歎又ハ其品物の性合初不直をつけしものよりもうけ  
こと何れも買人の方より其間違を賣人の方へ告げざらん  
からむ或ハ又其品物を既不買人の家不届け後不て間違

を見出ること何れも買人の方より其間違だけの品を返さ  
 欲又ハ別段ハ其代金を拂もざるべからず  
 世間の人或ハ心得違て物を賣買するハ成るたけの力  
 を盡しそ人を欺くも差支ふと思ふ者何れ譬へばらそ  
 ①の二人何れ②ハ賣人ふて③ハ買人あり然るハ④の思  
 ふ品物ハ現在目の前ハ出せること未もバ其性合を見分  
 け其多きと少きと成改むるハ買人の役前ある故ハ賣人  
 よりこれを欺くハ勝手次第あり其欺かるハ買人の不調  
 法未もバ人を咎むべからずとせよ⑤の心ハ他人を邪  
 推しそ⑥も亦已と同し簡あそんと思ふがゆも不斯る賤

しき振舞をゆよれこと心得るあり然りと雖ども都て去  
 の類の振舞ハ大惡無道と云ふべし如何なる者ふても同類  
 の人を欺きて其罪を許さべきや故ハ⑦も⑧を欺きたる  
 ハ⑨のためハ謀るふむし人ハ欺むるも人を欺くこと  
 となき成良とせざるあり但し物を賣買するは直段のこと  
 を彼是とやうすし以ふハ唯其品物ハ相當の價を定めん  
 ためゆふて差支はらざるあり  
 廣く世の中を見るハ人を欺ひて富を致せし者ハ甚だ稀な  
 り斯る輩ハ假令ハ政府の法より由て罪せらざるも次第ハ  
 賣買の相手を失ふて罪を蒙るより苛きこと何れ人

不嫌きらたる人ひと不賤いやししまて後始のちて驚おどろき繁昌はんしょうの道みちハ正直ちやうじき不在ない  
すまのこころお心付こころくも既すでに後あもたるあり

㊦ 律儀りうぎある丁稚てうぢの事

田舎いんやの老人らうじん其子そのこを連つれておりまるく不來きり呉服屋ごふくやへ丁稚てうぢ  
奉公ほうこう不い入ませ初はつの間ひまハ都合つうごうよかりしが一日いちにち或ある婦人ふじんこの店みせ  
不來きりて縮ちぢの衣裳いさうを求もとめし不付つき彼かの丁稚てうぢハ望のぞみの品しよを出だ  
直段ちやうだんの相談さうだんも出来できて代金かひを請取うからんとまるく不圖ふとそ  
の着物きもの不疵きずあるを見出みだし乃すなはちこも成婦人なりふじん不あ示しして云いふ今  
よくこの品しよを見みるふらく不ま少ましの疵きずあり手前てまへの職分しやくぶんふと  
不念ねんのため不申まうし上あると何なにけはバ婦人ふじんもこを聞きき買かひ

もぞして去さりたり

家の主人あやどんハ竊ひそかこの様子やうすを見て大おほ不怒いらり即刺手紙そくししじを認まり  
て田舎いんやの親許おやもと不遣つらハ早速さつそくこの子この迎むかひ來きるべしこの小僧こぞう  
ハとても町人ちやうじんとあるべき者もの不あ可あむとの音ねを告つげたり  
親父おやぢハ兼あてこの子この正直ちやうじきなるを頼居たのむたりし不あどのことあ  
まバ店みせより來きりし手紙てがみを見みて心配しんぱん少まりしを兔う角かく不あ子こ  
供たねの不調ぶてう法ぽうせし次第しだいを聞きんとて急いそぎふりよるくへ行いき主しゆ  
人ひとハ面會めんかいして此子このこの迎むかひ町人ちやうじんとあり難がたきしハ何等なにごとの次第しだい  
ありやと尋たづねけま主人あやどんの云いふ機轉きかざらあり既すでに  
兩日前りやうじつぜんのことあり或ある婦人ふじん店みせ不來きりて縮ちぢ物ものを買かひんとせ



しつた此小僧りかひらざること後志やべり其品物小疵は  
るなごして客人へ告げ遂小商賣を仕そこあふたり品物を  
吟味せりハ客人の役前あり自かまゝ其疵を見出さば  
夫迄のことあり然る後此方より態々疵はるふごして知ら  
らるハ馬鹿のといふべきありと

親父ハ又重ね々念を押し悴の不調法と申もハ唯この一条  
のくみて外小何ぞ罪ハ何とむやと尋ねけは主人の答ハ  
固より此一事のくみて其外ハ申介はらばと云ふ小親父ハ  
打笑ひ左のそのことあつた余ハこの子を愛するること以前  
小百階せり但しこの度の一条を態々告げ給ひ一段ハ辱小

しと雖ども最早余ハ一日もこの子を君の店小置くべから  
せり親子諸共早々立歸りしといふ

③ 焰硝を蔭く事

百年をかり以前までハ北亞米利加のみざをりといふ河の  
邊小住居する土人ハ何より歐羅巴の人と交りしことあり  
王の其頃或る歐羅巴の商人彼の土人の住居せる里小行  
き愚民共へ鉄砲の用ひ方を教て持行き鉄砲と焰硝を賣  
渡し其代小獸の皮を取て歸りしことあり其後又佛蘭西の  
商人交易の品小焰硝を仕入きて同所小行き小土人共ハ  
其以前小交易せし焰硝を澤山小所持しこの度の品を買

ふべき様子ありきききバ佛蘭西人ハ大困して彼是と工夫  
を運らし賤しき計略を以て土人へ告るふハ焰硝と云ふも  
のハ草の實ふて其草ハ稷おどの如く畑小出来るりのあり  
と欺きけバ土人等ハこま信ふ受け所持の焰硝を残り  
を畑小蒔きて新小佛蘭西人の品を買ひ其代小獸の皮を渡  
したり

土人等ハ焰硝を蒔し畑へ猪鹿おどの来して種を荒らさぬ  
やう小蒔て番人を付け時々見廻してハ焰硝の苗の生ふる  
を待てども更小芽を出さばき様子もろくきききバこハ怪し  
むべきことあり若しや佛蘭西人の偽計ハハろくおやと心

付く折柄をや時節も過ぎ去りて其種よりいよく草も木も  
ええざるを見て大失望を失ひ全く彼が計略小乗せらる  
ろく深くこれを遺恨小含め其後彼の佛蘭西人ハ自分小  
てこの里へ来る小ハ憚るるや急仲間の者へ色々の代物を  
持たせや交易小遣たりたる小土人等ハ何々の手拭小てこ  
の度の佛蘭西人も先小偽計を行ひし者の同類ありとのふ  
く代探り得たも先づこま知らぬ体小取成しつてよ  
やう小扱ひ其荷物を置く場所を村の中程ある一軒の小  
屋を貸渡しけしバ彼の商人ハこの小屋小て荷物を解き交  
易のためおきバ持来りし品を残りを出しつてこまを並べ立

て見世の飾をらむ小出来一處へ先度欺うもて焰硝の種を  
 蒔き一者共一度ふこの見世へ押込る忍一やくもふく銘々  
 の氣小叶ふ物を奪取を瞬く暇小交易の見世ハ空店とあり  
 たり商人ハこの振舞を見て大小怒り早速里の乙名の許小  
 行て事の次第を訴へけきバ乙名ハいんぎん小挨拶の口上  
 を述べこの事小就てハ必む曲直を裁判して君の身小迷惑  
 ふきやり取計ふべしきまどもこの裁判を為さふハ焰硝の  
 實る時節を待たざる可らむ其子細ハこの里の者共をきり  
 ころ佛蘭西人の勸小由て焰硝の種を蒔きたるバ追々其苗  
 もも之實も熟る時節小ありべきゆゑ其上小て里の者一

同申一合せ山小持して獸を捕り其皮を以て君の失ひ一品  
 物の代をも償ひ又先小君の同國の人ダ深切小焰硝の作方  
 を教へ呉しころぎり小報る積ありといひけきハ商人  
 ハ尚も土人を欺かんとし焰硝の苗ハ佛蘭西の國小てハ上  
 く生立てども其の邊の土地ハ焰硝小相應せざるゆゑ速も  
 實ることハむろかりころぎり小あどして様々小以ひめけせ  
 んとをまども最早土人もこも儀兼知せむ商人ハ大小面目  
 を失ひてもちぶささふして歸りたりと我抑も此商人ダ土  
 人のため小斯く逆りさめつけをい少しも耻る氣色あ  
 きハ人たる職小を知らざる者と云ふべきあり

右の如く佛蘭西人の不埒を働きし由り損亡を受けし者ハ當人のそふりしを其後土人ハ佛蘭西人とさく所をバ決してこまじと交易を為さず遂にこの里に於て佛蘭西の高賣の道ハ絶て一國の損亡とありたり世の中ハこの類の事甚ど多し英吉利の或る場所にて笹縁の切を織り其土地の産物たり一が一体この笹縁といふものハ正味直打なきものを善き作り小作出さるべき品柄なるゆゑ追々偽物を作して世間の人小厭を近年小至りてハ全く其土地の産物渡世の道を失ひしことより又先年英吉利の政府下院の評議小云へることより同國のゆるらんだの一州小出来る麻ハ

英吉利國中に用るだけ十分あるもども英吉利へ外國の麻を持渡ること甚だ多く且その直段もゆるらんだの麻より高し其次弟を尋るゆるらんだの麻ハ濕氣を與へ或ハ俵の中の方へ坩を入るをさして目を重きやり小荷作し其濕氣のため小麻の性合を落さるものより斯く不正なることハ或働く者ハこらり小五人ハ八人小ても買入の方小てハゆるらんだの麻とゆるらんだの麻とを改めて後小買えざるべかりし品物を改め吟味するハ時刻を費し手間を潰さること未だバ其時刻と手間とハ即ち金小異らる故小斯く改めの手間を費さる品物を買ふハ慥なる品物を買

ふ下どの價を出さくわどど且又高賣の相手ハ誰ふても買  
人の勝手次第をまば不正の者を相手ふし物を買ふより  
も正しき人と取引するをさくろよく思ふハ人情の常あり  
右の次第を以て「いひららんど」の麻も彼の箒縁の如く追々  
世間の人ふはやぶちきて遂ハ商賣の道を失ふふ至るべ  
右の話を以て考ふは物の賣買を正しくするハ實ハ大切  
ある事柄あり

第二十四章 約束を守り小就き誠を盡き事

人と約束をば其先方の人ハ我を信ト必む其約束を違  
ことハありまべしとて専ら此方を頼小し銘々小心工面  
をばるものあり然る小此方ふて其約束を破るとハ先方  
の人ハ大子ほちぢひして兼て心小用意したる仕組も水  
の泡とあるべし故小子供あても大人ふても一度人と約束  
し其事柄らしきこと小さく何とぎとバ假令ひ我身小取  
りてハ不都合ありとも必む此を守らざるべからず子供  
のよけより僅の事ふても約束を等閑小するよりハ次第小  
あせ小慣を年よりて後ハ大切あるとを約束しても矢張  
これを破るやう小ありて世間のひと小嫌をき賤しあらる  
べし

いむり人と西班牙人の事

往古西班牙の半國ハむり人ハ押領せしむたり  
 阿非利加洲の北ニある其時代ハ或る日西班牙の人若き  
 ろつこの國の人種ありむり人と一寸したる喧嘩の上ニて圖らむもこれを打殺  
 したるより小其場を逃去して隱處を求めし別荘と云ふ  
 一き處ありて其場を飛越して内ニ這入て見れば其工  
 人もむり人あり依てこも小事の次第を告げてかくす  
 主人出とを頼むたり  
 むり人の風俗不て共小物を食ひし者ハ危き場合不  
 必此ことをかくすふとの仕来を主人ハ必此の西班牙

牙人を救ふべしとの證據として有合ふ桃の實を取て共  
 食ひ先づこの人を離坐鋪ハ入きて錠を卸し夜ハ入らバ尚  
 又大夫ある處へ移さべしと云置きて別荘を去り本宅へ  
 歸りたり  
 主人ハ我家へ歸り漸く坐不就く折しも大勢の人數泣き  
 叫びつ今西班牙人ハ殺さきたるこの家の子の死骸を門口  
 より荷込きたり主人ハ見るより打驚きこを殺したる者  
 ハもろもあふさむ今我かくすんとする西班牙人ハ相違  
 ありむとのこと知れたるども一旦約束せしことハ破る  
 事ト覺悟を定め事の次第を誰へも告げむし夜ハ入

彼の別荘に至りて座鋪より西班牙人を出し名馬を貸して  
 こま小衆らに別を告て云く如何不耶蘇の人 西班牙人を  
 今朝君の手小拭て殺したる相手の者ハ我子あり君その  
 罪を遁るべき道ありと雖ども余と共小物を食ふたきバ余  
 ハ約束の言葉を守らざるべからむ夜の間に疾く走里給ふ  
 べし曉ふ至らば最早氣遣も何るまど君ハ我子の血を流し  
 て罪を得たりと雖ども余ハ君小對して斯る罪を犯すこと  
 なく信を守て失えざるハ天の余を恵み給ふ所ありと

③佛蘭西王およんの事

紀元千三百五十六年佛蘭西王およん 英吉利の將軍ぶらつ

きおん人をも戦て敗北し擒とありて英吉利へ送らば同國  
 小止ること四年英吉利ふてハこの佛蘭西王を以て其國の  
 人民を諭さし英吉利の思通り小和睦を結むんがためこ  
 れを赦して佛蘭西へ歸らしめたりこの度の和睦小付き英  
 吉利より云出したる箇条の中小佛蘭西王を赦したる代と  
 して四百萬金の償金を拂ふべしとのことありしが佛蘭西  
 王歸國の後國中の人民この箇条を兼知せむして和睦の談  
 判も遂小調ひ難し  
 佛蘭西王ハ一度赦免の身と為りたきども國中の人民ふて  
 英吉利へ約束の償金を拂ふべき様子あきを見て自國小止

るをらゝろよとせむ再び英吉利いぎりま小行き申訳まじしげのため囚とら倅し  
小就かんとして自みづから心を決けつし左右さゆうの人々ひとびととを止とどむむじ  
も聴入ききいれをむして云いく一國いっこくの人民じん悉ことごとく皆信義けいぎんを忘却わすれむると  
もせめて國王こくわうたる者ものの心こころ小ハおきを守まもらざるべからむと  
右みぎの次第しだい小佛蘭西王ふらんせいおうハ英吉利いぎりまへ歸かへり再び擒とらとありて遂つい  
ふろんぞん小於あて命いのちを終おしまる

第二十五章益えきおき惡事あくじを為なさざるやう誠まことを盡つくす事  
人の性質しやうせう輕かろ々々として或あるハ無益むえき小徒たらあることを為なす者  
阿あまきども少ましく心を留とどめて考かんふむ甚おまど宜よろしからざる事こと小  
或あるハ奇麗きれい小出来できたる籬さか竹たけをバ一寸いちゆんその杭くわを引ひぬき或あるハ

新あらしく塗ぬたる見世けんせの看板かんばんを見て手ての届とどく處ところおきバ指さを  
もて二ふたを汚けがし或あるハ人の別荘べつしやうおどへ行いけバ木きを折おり壁か小  
疵きず付け又またハ木片きのかけおどりて其壁そのかべ小自分じぶんの姓名せいじやうを記しし或あるハ人  
の家いえ小這入まは書画しやうが置物ちぶつおど立派りつぱ小飾かざり付けたるをも憚おそら  
むして座ざを穢けがし諸道具しよどうぐを狼藉らうしやく小乱みだり或あるハ人の園のゝを見物けんぶつ  
るもは番人ばんにんさん何なにとぎきバ花段はなだんを踏ふみ築山きそくやまを荒あし花はなを折お  
り實じつを取とるふど一いっ計けい立たる小違ちがひは是等しとうハ皆人みなひとの物もの小  
て朝夕あさゆふ其人そのひとの心こころを樂たのむむ所ところの品しなおる小趣意しゆいもあく徒た  
ら小こき成なり残のこふとい鄙劣ひんりやくともいふべし又無禮むれいともいふべ  
し或あるハ又料理茶屋りやおど人ひと行き其席そのせきの食物じきよくを被おふ入いき又またハ



無益ふこきを荒らして歸る者何れ世間の人ハ其を格別  
 のあつても思ふべきども其實を云へバ盜賊あり茶屋の主  
 人ハ唯一時客人の飲食を大けの品を供へてそきだけの  
 代を受取るなり然る小自分の飲食をより外の物へ手を  
 付るハ盜賊ふりて何ぞや  
 何品不限らる假令ひ我ものふても或ハ人のものふても一  
 度こそは残ふりハ最早世の中の役も立たざりや申る  
 其残ひり大けこの世界を貧乏不爲したるあり廣き世界ハ  
 萬物多しと雖も人をしりて徒らふこきを残さしむる事  
 澤山ハ何れもざるものあり

又ある小一種の心たづごとく何れ即ち其趣向ハ戯小人を  
 悩まし畜類を苦しむることあり譬へバ子供の仲間にて言  
 合せ一人の子供を暗き處にておどかさおどの戯り實ハ  
 考へもあきたむきと云ふべし斯くおどかさ者共ハら  
 をかぐさきと思ふべけきどもおどかさしり子供の身ハ取  
 りてハ如何をかりの苦痛あるべきや物ハ驚くの甚たしき  
 ハ正氣を失ふに至ること何れ容易あつざることあり又或  
 ハ氣前より子供を馬鹿おしり法外なる虚言を語りこき  
 欺て悦ぶ者何れ亦宜しかりざることあり誰ふても人  
 小おどかさ人小欺かるるを好む者ハ何れもさき巴我

も亦人をかどか一人を欺くの理かうべきあり又或ハ犬  
の尾小空樽を結付け或ハ犬をけかきて猫を苦しめ石を  
投げて鳥を打ち犬猫の子を川小投り込むあど何きも慈悲  
の心あきあぐさるといふべし  
又あるハ一種のけしきいたぐとごとく此いたぐハ余  
程念入たる仕方にて大悪無道ともいふ處きものあまハ世  
間も稀なることなり即ち人小對して何う遺恨を會  
夜ひをわふ其人の屋鋪小這入て若き木を切倒し或ハ其畑  
を荒らし或ハ其牛馬小疵付けあど在る者なりこハ實小根  
性よりきいたぐとて心なる人の最も惡む所なり

① 蜜蜂と黄蜂の事 寓言

黄蜂と蜜蜂と出逢ひ黄蜂の云へるハ世間の人皆余を嫌ふ  
て君を愛むるハ何故あるや不審千萬あり御互小容色も大  
抵相似寄り唯余が体ハ金色の筋有りて少く君よりも  
奇麗あるのよ余も君も共小羽根有る虫にて共小蜜を好む  
或ハ氣小叶えぬこと何れハ人を刺さる少くも相異なる  
ことなり此のよ余ハ折藤人の家小這入り其食事の器小  
とやりあどして君小較まばよ不ど人小親しく是きども人  
ハ常小余を惡む余を殺さんと在る者多しこも小引替へ君  
ハ疑の心深くして人小甚ど疎縁なり小世の人ハ却てこ

まを愛し君のため小八家を作し家根をふた冬の間に丁寧  
ふ世話してまを養ふハ何故ぞや實小驚く産き次第あり  
と  
蜜蜂の云くこハ外の譯小何れ君の人のため小益を為さ  
せしめて却てまを煩を其邪魔を為さゆ名世の人ハ皆君  
の道づくを好まざるあり余ハ唯毎日ハそがしくして人の  
ため小蜜を集るゆ名人も自かた余が仕事の無益あざる  
を知らし今君のため小謀る小人の好まざる處へ妄小出  
て無益小時刻を費さしはの暇を以て何れ世のため小益  
づること勉め給ふ方然るべきあり

象と仕立屋の事

東印度天竺ありて或る仕立屋見世の窓の内小て衣裳を仕立  
て居し處へ往來小一疋の象通りかゝり其鼻を伸して窓へ  
さし入し小仕立屋ハ心たぐう小針を以て鼻を刺しけし  
バ象ハ驚ひて其處を去り河の方へ走行きたりもこの象  
が窓より鼻を入れたるハ害を為さ積ふも何れぞと小其  
生肉へむぎと針を刺したるハ仕立屋のまら心たぐう小ま  
バ其罰を被りし道理あり暫時何りて彼の象ハ鼻と口へ  
一杯小水を含み例の窓下小来り一度小こまを吹出しけし  
バ仕立屋ハ頭うら惣身小穢き水を被り大事の仕立物もづ

ぶぬきとかりて近夷の人小笑をきたりといふ

第二十六章信實を守り事

人間萬事信實を守りて偽を行はば虚言を言わざるハ最も  
大切なることあり

譬へバこゝろ旅人たりて終日の歩行不疲也或る村にて子  
供不逢ひ次の宿まで幾里あるやと尋る小子供ハ偽りて三  
里ある路を一里とていひまかせおバ旅人ハ最早この村に  
泊る積ふてもさうら小一里と聞きこきお力を得て尚又何  
ゆゑ進むべし然るにハ此子供のため小旅人の害を被る  
ことハ實小容易あらず或ハ先の宿まで行替りて途中に

疲れて倒ることも何れも一或ハ無理小身体の力を用ひ  
て病氣を引出し全快小至り難きことも何れも一

右ハ人の身小取きて大なる災難あるも其本を尋せバ唯  
子供の一口虚言を云ひしよりして起りたることなり

又譬へバこゝろ小およんとせんむきとて二人の子供たり二  
人とも同ト様の玉を所持しておよんの玉ハせいのむきの玉

よりも少し良きゆゑせいのむきの欲心おておよんの玉を已  
が玉ありと云ひけきどもおよんハこを聞入きを双方何

らおひとありてさうバ友達のへぬりを證據人おしりてこを  
を糾さんとして同人へ其次弟を告げしおぬりハ年少の子

供<sup>くわ</sup>不<sup>ふ</sup>て嘗<sup>かつ</sup>て<sup>レ</sup>ぜ<sup>い</sup>む<sup>き</sup>お<sup>ら</sup>打<sup>う</sup>た<sup>ま</sup>し<sup>と</sup>こ<sup>と</sup>何<sup>なに</sup>も<sup>も</sup>名<sup>な</sup>其<sup>その</sup>玉<sup>たま</sup>ハ<sup>お</sup>志<sup>し</sup>よ  
 人<sup>ひと</sup>の<sup>たま</sup>玉<sup>たま</sup>と<sup>ハ</sup>知<sup>し</sup>り<sup>あ</sup>る<sup>が</sup>復<sup>また</sup>ぜ<sup>い</sup>む<sup>き</sup>お<sup>ら</sup>打<sup>う</sup>た<sup>ま</sup>し<sup>と</sup>こ<sup>と</sup>を<sup>お</sup>恐<sup>おそ</sup>え  
 て<sup>こ</sup>多<sup>た</sup>紙<sup>かみ</sup>ぜ<sup>い</sup>む<sup>き</sup>の<sup>たま</sup>玉<sup>たま</sup>あり<sup>と</sup>云<sup>い</sup>ふ<sup>も</sup>ん<sup>然</sup>る<sup>も</sup>此<sup>こゝ</sup>ハ<sup>へ</sup>ぬ<sup>り</sup>ハ  
 虚<sup>うそ</sup>言<sup>ご</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>て</sup>玉<sup>たま</sup>の<sup>ま</sup>主<sup>しゅ</sup>なる<sup>志</sup>よ<sup>ん</sup>へ<sup>容</sup>易<sup>い</sup>あ<sup>ら</sup>ざ<sup>る</sup>曲<sup>まが</sup>を<sup>被</sup>ら  
 一<sup>い</sup>れ<sup>者</sup>と<sup>い</sup>ふ<sup>べ</sup>一<sup>い</sup>れ<sup>ハ</sup>斯<sup>か</sup>の<sup>ば</sup>場<sup>ば</sup>合<sup>あ</sup>ひ<sup>て</sup>ハ<sup>志</sup>よ<sup>ん</sup>も<sup>容</sup>易<sup>い</sup>お  
 其<sup>その</sup>玉<sup>たま</sup>を<sup>て</sup>手<sup>て</sup>離<sup>はな</sup>す<sup>こ</sup>と<sup>お</sup>ろ<sup>ろ</sup>け<sup>先</sup>バ<sup>ぜ</sup>い<sup>む</sup>き<sup>ハ</sup>力<sup>ちから</sup>を<sup>以</sup>て<sup>こ</sup>  
 先<sup>ま</sup>取<sup>と</sup>ら<sup>ん</sup>と<sup>一</sup>或<sup>ある</sup>ハ<sup>志</sup>よ<sup>ん</sup>を<sup>打</sup>擲<sup>うち</sup>一<sup>い</sup>れ<sup>方</sup>打<sup>う</sup>合<sup>あ</sup>ひ<sup>の</sup>喧<sup>けん</sup>嘩<sup>わ</sup>と<sup>お</sup>  
 る<sup>こ</sup>と<sup>も</sup>何<sup>なに</sup>も<sup>も</sup>斯<sup>か</sup>の<sup>悪</sup>へ<sup>先</sup>生<sup>せん</sup>出<sup>で</sup>来<sup>き</sup>り<sup>て</sup>こ<sup>の</sup>喧<sup>けん</sup>嘩<sup>わ</sup>ハ<sup>誰</sup>よ  
 一<sup>い</sup>れ<sup>始</sup>め<sup>一</sup>や<sup>と</sup>尋<sup>たづ</sup>ね<sup>る</sup>お<sup>へ</sup>ぬ<sup>り</sup>ハ<sup>尚</sup>も<sup>ぜ</sup>い<sup>む</sup>き<sup>を</sup>恐<sup>おそ</sup>え<sup>て</sup>志<sup>し</sup>よ  
 人<sup>ひと</sup>よ<sup>う</sup>先<sup>ま</sup>手<sup>て</sup>を<sup>出</sup>し<sup>たり</sup>と<sup>云</sup>ふ<sup>も</sup>由<sup>よし</sup>先<sup>せん</sup>生<sup>せん</sup>ハ<sup>志</sup>よ<sup>ん</sup>を<sup>叱</sup>  
 る<sup>こ</sup>と<sup>も</sup>甚<sup>こゝろ</sup>だ<sup>一</sup>或<sup>ある</sup>ハ<sup>志</sup>よ<sup>ん</sup>を<sup>鞭</sup>つ<sup>こ</sup>と<sup>も</sup>何<sup>なに</sup>も<sup>も</sup>然<sup>しか</sup>る<sup>も</sup>死<sup>し</sup>ハ  
 へ<sup>ぬ</sup>り<sup>ハ</sup>や<sup>も</sup>虚<sup>うそ</sup>言<sup>ご</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>て</sup>罪<sup>つみ</sup>お<sup>お</sup>と<sup>し</sup>い  
 是<sup>こゝろ</sup>と<sup>い</sup>ふ<sup>者</sup>あり  
 斯<sup>か</sup>の<sup>い</sup>れ<sup>弟</sup>お<sup>て</sup>へ<sup>ぬ</sup>り<sup>ハ</sup>と<sup>る</sup>者<sup>もの</sup>の<sup>ぜ</sup>い<sup>む</sup>き<sup>を</sup>恐<sup>おそ</sup>え<sup>て</sup>自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>  
 の<sup>み</sup>身<sup>み</sup>を<sup>か</sup>ね<sup>ん</sup>が<sup>た</sup>め<sup>お</sup>二<sup>ふ</sup>度<sup>ど</sup>虚<sup>うそ</sup>言<sup>ご</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>て</sup>大<sup>おほ</sup>造<sup>ぞう</sup>お<sup>る</sup>悪<sup>あく</sup>事<sup>じ</sup>  
 災<sup>さい</sup>難<sup>なん</sup>を<sup>引</sup>起<sup>おこ</sup>す<sup>た</sup>り

右<sup>みぎ</sup>ハ<sup>唯</sup>譬<sup>たと</sup>の<sup>話</sup>お<sup>も</sup>現<sup>げん</sup>在<sup>ざい</sup>世<sup>よ</sup>の<sup>中</sup>お<sup>虚</sup>言<sup>ご</sup>の<sup>行</sup>た<sup>る</sup>が<sup>た</sup>  
 め<sup>お</sup>大<sup>おほ</sup>お<sup>る</sup>禍<sup>わざはひ</sup>を<sup>醸</sup>す<sup>こ</sup>と<sup>も</sup>昔<sup>むかし</sup>日<sup>ひ</sup>ハ<sup>虚</sup>言<sup>ご</sup>を<sup>以</sup>て<sup>人</sup>を<sup>罪</sup>お  
 か<sup>す</sup>一<sup>い</sup>れ<sup>此</sup>れ<sup>を</sup>殺<sup>ころ</sup>した<sup>る</sup>例<sup>れい</sup>も<sup>珍</sup>ら<sup>し</sup>か<sup>ら</sup>今<sup>いま</sup>開<sup>ひら</sup>け<sup>る</sup>  
 世<sup>よ</sup>お<sup>先</sup>づ<sup>斯</sup>の<sup>患</sup>ハ<sup>稀</sup>お<sup>も</sup>尚<sup>なほ</sup>人<sup>ひと</sup>を<sup>欺</sup>き<sup>人</sup>を<sup>誑</sup>る<sup>者</sup>  
 三<sup>さん</sup>十<sup>じゅう</sup>六<sup>じゅう</sup>六<sup>じゅう</sup>

けりて其人の面目を汚し其身代を失せしむることも少あり  
らむ故小人としてこの世の生世間のため小害を為さざ  
しそ益を為さんと欲むる者ハ雑さるにようかててあふも  
虚言を云えまじして一心一向に信實を守りやう心拭くべき  
ものあり

虚言偽計の多種ありて其罪一様ありむ其害同ト  
かたむと雖ども盡く悪むべきものあり子供等がけりきこ  
とを為して父母小叱らせんことを恐てこそ然かくもあ  
どハ即ち偽計あり斯る子供ハ唯己が罪を遁せんとするの  
とふれども少し道理を考へまバ假令父母の怒ハ恐ろし

くとも眞實を打明ていふこそ我自分の身のためま一度の  
虚言ハ二度の虚言を導き二度三度こそ小慣て遂ハ虚  
言偽計の性を成し世間の人もこの子の云ふことふまば一  
言たりとも信仰ましくくまてこそ成賤しめこそを下げ  
しむるやう小あまき

物を取らんがため小以虚言ハ謗を遁せんがため小以  
虚言よりも其罪深し譬へばう小子供けりていつもの通  
り七日目小一度一べの金を母小貴ひあか父の慶小来  
り母小ハ半べの金もあかりしそ又父小一べの金を賞ふ  
ふどのことけりバニハ誠小見苦しき虚言ふて其父小貴ひ

一「ハ盗とたる金と以ふべ」  
 又自分の罪を遁せんと「或ハ罪あき人を罪小かど」以ま  
 んとして以ふ虚言ハ前小記したる種類の虚言より今一  
 段罪深きものと以ふべ  
 又心の中小企てく態と人を欺かんがため小以ふ虚言の外  
 小く一種の虚言なりこの虚言ハ物事を頓著せざる軟或  
 ハ物事を性急小まら軟或ハ物事小熱くふるかどの心得違  
 より起るものなり「さりりる志よんせんと以ふ人の説小都  
 て世の中の虚言ハ「どどく人を欺かんとして企つるものよ  
 りも多くハ物事小頓著せざりより起るを常と免用

世の人ハ其以ふこと其行ふこと小間違あきやうふとて  
 心配ハせざりて或ハ當り外きのきたゞれ處を以ひ或ハ事  
 の真偽をよく糾きまて唯人の氣小叶せんがため妄ふる  
 ことを以ふ者多し譬へバ職人小ど注文の仕事を以よく何  
 日をも小為さくとの見込も何とて唯人の氣小叶ふ  
 やうふとて妄小日を限りて請合ふふども此例あり  
 又或ハ物事小心を用ひて唯人を驚くをことこのを好で法  
 外なる話を為し何より人の害小もあつぬ積小て平氣ふる  
 者なり或ハ其をふの事柄り全く種なき虚言のふハ何  
 らぎきども元人を驚くさんとする趣意あまバ妄小事を大

造不云立て其實不過る也名矢張虚言偽計の一種類あり斯  
る人物の話するを聞く不當前の語を用ひてまむべき處へ  
りざりて力を以て大なる限なき巨大なる美を盡したる洪  
大無邊なる目を驚かしを恐るべきかどいふ語を用ること多

譬へばうう小親子小て犬の話りり夜前所小て大不逢ひ  
一が其多きこと數限りもりらむ五百疋ハ慥小居たり一斯  
く犬の多かるべき筈なり一疋ハ請合あり一夫もあるま  
下此村小百疋の大ハなき筈あり一さき巴十疋より少なき  
ことハふりりりりこせだけハ慥小相違もりらむ一親  
子

トめハ慥小五百疋といひ今ハ慥小十疋といへりさき巴こ  
の十疋も覺束あ一汝ハ自分小て既小二度まで説を變へた  
きハ余ハ汝のいふことを信ぜざるあり  
一何れ少少あくと彼のぶちとあるといハ慥小見たり  
右ハ妾小人を驚かさんと一々間違をいふたる一の例あり  
又ううふよく相似寄りたる話あり或男幼少の時より學問  
せ一ことよく嘗て一度西印度小行て歸る大不得意の色を  
為せり或る筈の半の頃人の話ふこの節の日の出ハ朝第四  
時の頃あり怪りりぬ早きことありやと云ひけきバ彼の  
男の云く朝第四時の日の出ハ驚く小足らむ西印度のちや



又ハクふんぞでハ朝第二時と三時の間ハ既ハ昇り  
 余ハ先年彼の地ハてこまを見たりとこハ事實ハ於て  
 べつとざりことあり赤道より北の方の地ハ北へ寄る  
 不ど日の出ハ早くあり南ハ寄る不ど晚くありべき割合ハ  
 然るハ西印度ハ英吉利より遙ハ南の方へ在る由ハ日の  
 出ハ晚き筈あり不この男ハ無學のくせハ物知ハ顔ハて虚  
 言をいふをわたくしけき○又世の人ハ口吻ハ不柔の生きて  
 以来こま不ど熱きことハ不とハ不者あり或ハ何某の羽  
 織の立派なることハ不今ハ斯ハ美服を見しことありと  
 不者あり或ハ何某の家ハ招待せしむる時不ど面白きこ

とハ生きて以来いさむらむとあど云ハ不者ありさきども  
 是等ハ皆慥ハその通リありと心ハ定めたるハ不とぞ唯口  
 不任せて妄ハ不虚言あり故ハ信實の道の貴き成知ハ常  
 不こま守らんとて其用ハ語の意味をも少く考へハ  
 右ハ不記せる類の虚言ハ云ハ不とハ不濟むべきあり  
 又ハ不一種の虚言ハ一の虚言ハ一をいふて暗ハ二を  
 悟らハむる趣向あり譬ハ彼の客の歸りハ跡ハ不其坐鋪  
 一とハ不其容の盗ハ其品の紛失ハ相違ハ不と雖ども斯くハ不  
 趣向ハ其罪ハ一通りの虚言ハ不異なることハ不斯ハ不賤ハ不  
 動むる者の心ハ不其言葉ハ不虚なき由ハ不惡事ハ不ハ不

あどく思ふべけきども信實の語を以て偽を傳へ人を欺く  
んとまゐる趣向あまバ惡事ハ非を以て何ぞや啻ハこま紙偽  
計とのま名づく處かたて天の以まゝあま背ける罪と以ふ  
べきあり

右の次第を以て人間萬事眞實より大切あるものハあま我  
身の事ハ就き他人の事ハ關らずて眞實を守らまきのまあま  
て天下古今の物事を察して眞偽を糾しその偽を去て眞ハ  
従わざり處くらむ譬へハ歴史を讀むハ正しき人の著述  
を撰わざればかたて學問藝術を稽古するハ其事柄の體  
ハ一々以よく間違あきものを學をざりべかたてよれ證據

何るハ何とぞまハ世々の治乱の眞を糾らんかたて事實を  
試してよく其有様を見ら何とぞまハ學問の眞を知るハ  
うとて物事を詮索して不分りのまゝハこま紙捨置くべ  
らむ必む其眞偽是非を糾し我心ハ満足するまて至て止  
べきあり根あき推量と曲まる考ハ世界の害を爲し眞實の  
事と正しき説ハ人間の益を爲すものあり

い羊飼ふ子供狼と呼びし事

羊の番まら子供何りて或日あまさまハ同村の者を驚うさ  
んと思ひあまかまくと呼りて走りけまハ村の人々ハ狼  
の來りて羊ハ掛りしことあまんと心得て忙しくかけ出

其場小至見は何事もあきやあつたぬことなりと  
 て此子を叱りて銘々の家小歸りたり其後數日を過ぎ現小  
 狼心で来りて羣きたる羊へ飛撲りあきバ子供ハ返して村  
 小歸りてお不かくと聲を限小呼び叫べども村の者ハ落  
 付たもひ最早二度ハだまきぬぞと見向く者もあつた  
 こまのため夥多の羊ハみもく狼小取らけけは羊の主入  
 ハ此よ一を聞て大小怒り直小此子供ハ暇を遣たり  
 右の次第小て戯とハ云ひあぐら一度の虚言を以てこの子  
 ハ渡世の道を失ひたり

ろべるととふらんくの事

ろべるととふらんくは兄弟の子供なり或日兄のろべると  
 と弟を呼びつるまら犬の名ハ竈の前小眠まりこれを起して  
 遊ると云ひけきバ面白くふらんくも面白くして兄弟  
 の子供ハ臺所小行て犬を起せり  
 臺所の竈の上小牛の乳を入きたる鉢ろりろども二人の  
 子供ハこま小氣も付く夢中小ありて犬と戯其機小誤  
 て鉢を蹴飛り器も破り乳もこぼりけきバ二人ハ大小驚き  
 且恐き且心配の様子小てこまをハ今日の夜食小ハ乳小  
 かるべいと少弱きたる様子あり一夜食小乳ふいと何  
 故ぞ家小ハ最早別小乳ハあきや別小乳ハ何れども桑兩

人のためハありや。其又ハ此間糞ガ乳をこぼした  
 る母上いの云へる乳をこぼすとハ粗忽ああり以後乳を  
 出ますこと何いもバ其日の夜食ハ乳を與へざりべし  
 叱あらさしあつたや。今日けの夜食ハ乳ふきのる免と小  
 角く小この次第を母上ハ告げざりや。何事あもてもそさ  
 うしたつバ直小こを告げよ。か細く母上の教ふきバ  
 その通ともふせぎや。かたも。余も直小行くべきふきども  
 さの急いぐ急いぐ暫く止るべし。いふふふふふふふふふふ  
 も志まを待まて。早く来たき。今少し待たま。余ハ何あか  
 小も恐おろしくして行きい兼あるあり。

右の次第を見ても大小子供等の心得とあるべし。都て子供  
 たる者ハ眞實を語る小恐るべからず。少し待て暫く止るか  
 づ。いを待まて。其不調法の次第を直小打明て云ふべきか  
 待てバ待つかど止るバ止る不だ段々小恐ろしくあつて  
 遂小ハ眞實を語ること能あむざるの場合小至るべし。即ち今  
 ろべるとの心を察する小丁度この場合又當今暫くくと  
 て見合せ居る間小遂小其鉢を破これたる次第を打明て母小  
 告あること能あむざる小至るふらんくハるべると共小行  
 かんともども其動ありざり見まてこを捨置き一人小て  
 母の處へ急いぎけり。

跡小残ついでまてろべるとハ何なんとウ工夫くふうを運ゆらして母ははへ言こと記しせ  
 んものむと思おもひ獨ひとり心こころふりあづきてはな兄弟あに二人ふたりおて口くちを  
 揃そろへ乳ちちの鉢はちを破やぶり者ものハは蔡さいお何なんと云いふ母ははもも口くちを  
 信まことと思おもはん軟なさききどももふふんくんが既すで小母こははの鬼おにへ行ゆて真まこと実まこと  
 を告つげたととは迷まよバ困こまりたるものやうと思おも案あんをを間ま小階こかい子こ  
 を下くだる母ははの足音あしな何なんけききババろろべるとハ又また悦よろこび申まをすけり  
 たふふんくんハハままど母はは小逢こあ逢あををざるありききバ我われ思おもふ  
 小母こははを欺あざむかんとして卑ひ怯く未ま練れんのろろべるとと虚うそ言ごを云いはん  
 心こころ小決こけつたり  
 母ははハ階かい子こを下くだて臺たい所じょ小来こきり牛うしの乳ちちののここ不ふままて其その鉢はちも破やぶま

たたを見みて聲こゑ高たかららふふここハ何なん事じを誰たれガガ所しよ業ごうあるやと云いひ  
 けききババろろべるとハ低ひき聲こゑおおてて余あハハここをを知しららぬぬ母ははこ  
 是こゝ知しららぬや真まこと実まことおおふふべべー余あハハ汝なんぢを叱なぐるる非ひを假た令とひ  
 家内かだいの皿鉢しんぱちを盡つくく破やぶりつつくくもも一ひと言ごの虚うそ言ごを以もつふふハ  
 優やさむむろろべるとと汝なんぢここを破やぶりたるるふふけけややとと以もつふふハ  
 ろろべるとも赤面せつめん顔かほの色いろハ火ひの如ごとくくたたりり余あガガ為なしたたり  
 ここととおお何なんとと云いふふハハ何なん處ところおお在あるるや彼あいつガガ所しよ業ごう  
 あるるハハふふんんくくの為ためせせこととああもも何なんとと云いふふろろべると  
 ととガガ心こころハハ今いまおおももふふんんくくが来きららバ共とも々々おお知しららぬ顔かほせせぬ  
 んんととままり積つみありり母ははふふんんくくガガ所しよ業ごうおお何なんとと云いふふハ何なん故ゆゑ汝なんぢこ

色を知るやと云ふおるべるとハ大困其言記せんとして  
 ぐろく一あぐろ一さきバ持色ハ其記ハ余ハ父一くこの臺  
 所お居たり一おふらんくがさき破り一様子何々されバ  
 あり一母汝父一くさくお居たふバこの鋒の破き一次第を知  
 らざり一記ハ何の事ト云へバるべるともせつを語り又虚  
 言を重ねて一この犬の肝葉あるべ一母汝おきを見たりや  
 一これを見たりと云ふ母ハ目ざりと怒り一おくき犬くお  
 るべると汝ハ園お行て木の枝を折り来き余ハさく一めの  
 ためこの犬を打つべ一と云ひおきバるべるとハせんく  
 おく園へ出で木を折らんとさき處へ弟のふらんくお出逢

ひ急ぎ事の次第を告げふらんく一も母お逢ひ真実を告げ  
 ぞして己が如く虚言をいふべ一と勧めけるおふらんくハ  
 おろくこれお従がえき一余ハ一言たりとも虚言いふこと  
 を好まむづるまぢ犬の名の打り一ハ何事ぞ彼の犬ハ乳を  
 こがしたる者お何トぞこき紙鞭つとハ何事ぞ余ハ母上の  
 處へとかけ出せばるべるとハ其先お立て走り先づ家お入  
 りて錠を卸しおらんくをバ内お入ききして彼の木の枝を  
 母へ渡したり一憐むべきハこの犬あり頭の上お振揚げたる  
 棒ハ見ゆきど其口お實の話を述べ能を今お打きんと  
 する其折しも窓の外よりおらんくが聲を限り無用無

用犬の爲したる事何れもあつんとるべし  
りさりとて又兄上を打つべからむと云ひも終らむ又列小  
人何れも外の外よりあつてを聞けよと云ふ聲を聞けよこハ  
他の人あつてもこの家の親父あり母ハ戸を開てこき入ま  
始終の様子を語りけむバ今犬を打たんとせし棒ハ何処  
小何れもやと云ふ顔色をあらはせし見方より恐る驚きて父  
の前小平伏し此度かぎり免し給へ最早再び虚言ハいせぬ  
とて泣き叫びつ記さきども父ハこきを聞入せむ其腕  
を捕へて余ハ今汝を鞭つゆ名一度鞭たき後心改  
むべしとて痛くたくき其泣く聲ハ近邊にも聞ゆるをくり

あり既小鞭ち終りて鞭ハこきふて終ま此上ハ夕方の  
食事ハ無用おもむ夜小人して牛の乳を飲むことも無用お  
も又ふらんくの方へ向き「ふらんく」へ来て汝も母  
のいやしめの如く夜食小牛の乳ハあつてけきどもこハ  
為差こと小も何れも汝ハ眞實を語りし名鞭たつてあつ  
もあく世間の人も汝を親しむべし今汝へ虚言を云えざり  
し褒美としてこの犬を與ふべしこの犬を汝のため無  
實の罪を免きたる者あまきバ汝ハ此の犬のため小ハ主  
人かりきし明朝余ハ金物屋へ行き新らしき首輪を取て犬  
小附け以来ハこの犬の名を改めて「ふらんく」と名づくべし

と又母小向て云へるハ此後若し近鬼の子供来りて今ま  
でづるまぢと呼び一犬を何ゆゑふらん」と改めたりや  
と尋る者何れバ今日の次第柄をくましく話し虚言を云ふ  
者と眞實を云ふ者とハ斯く違ふものにて其耻と面目とを  
説き知らしむべしと

は「何れりや」なるかゝるどの事

英吉利の國「お」りまとなるの商人「せんむ」まざる不るどふる者  
不幸にして其身代を分散し「う」をるまの田舎小引籠りてさ  
びしく日を送り其妻小少しをりりの貯りたり頼みして質  
素儉約を守り漸く家の暮り立行く小付この上ハ兼て金を

借りたる金主の方へ談合さく調へば「ろ」んどんの商人「何」む  
べしと仲間を組む再び商賣も取掛るべしとて大に樂し  
居たり不るなるどふ一人の娘何れり名を「何れり」やと以ふ年  
十六歳幼少のまじり祖母の手小せりて我れ終る成長  
して少しも教を受けしことおけきバ其家の貧乏かゝるを不  
外聞お思ひ只管こま隠さんとのせり或日乗合の車お  
て家へ歸るまじ相乗ふ三人の町人何れり「何れり」やハ其家の  
貧乏おを隠さんとして様々の虚言を云立て或ハ自分  
家の立派なる模様を以ひ或ハ召使の下女或ハ所持の馬車  
おびりてさも其家ハ饒小暮らせる有様を話せしバ豈圖



らんや彼の三人の内二人ハ兼て不る不るどへ金を貸した  
 る者ふて同人ガ不敬とハ以へども或ハ隠し置たる貯金も  
 何とんうと疑ひこれより借財の断も兼知せざりし折柄と  
 の娘の話を聞き案小相違も何とをとい思へども尚又念の  
 ためふりて其許の親父の名ハ不る不るどといひ一度分散  
 せりまゝふまども今日までも失張やつかふ暮し給へるや  
 と尋ね事々小娘ハ尚も眞實を白上せせりて以前の如く大  
 言を吐きけきバ彼の二人の金主ハ以よく証拠を握りたり  
 きて不る不るどガ不正直ある紙怒りその断を聞きざるの  
 事の次第をくく認めてろんどんの何むべもへも

知らせけきバ同人も大ふとを紙らつろよとせせりて直  
 不る不るどへ手紙を遣り君が如き人物と共小仲間を  
 結さんより別小正一き人も何と人まま其人と共小事を  
 為さるしその音を告げたり

右の次第不る不るどハ娘の虚言大言のため小兼ての  
 心組をも盡く水の泡と為したることを遺恨おまかてふ一同  
 人ハ不快おまども申訳のためろんどんへ行かんとして病を  
 押て出立し車小乗るき錢もたなく徒歩して出掛けしハ  
 旅行の暇小病を増し止を得てし宿屋小泊り養生しける  
 小病ハ以よく熱病小陥りたり扱もろんどんの何むべもハ

夫婦づきおてうをるまへ行んとをる途中あて丁度この宿  
 屋へ泊合せ旅人の病も苦しむとの話を聞き兼て慈悲深き  
 夫婦の人その容体を尋ねんとて彼の部屋へ入り見まはさ  
 思裁あきなるをど互ふ顔を見合て共驚くをかりあ  
 ざるをどハ病の苦痛を忍び彼の娘を乗合車の虚言よ  
 りして斯くの次第お成行きしとて前後始末を物語り齒が  
 とをさして怒りけまはむべしハ更ふ又驚きさきまは此人  
 お罪何ぞお何ぞ也今日の今より罪なき君を賤しめハ余  
 う過あり多て多くの金を費し其病を介抱して故郷へ送り  
 返したる○なるをどハ何むべし其慈悲おて一旦の病ハ

全快したまども娘のためお高費の機を失ひ生涯の間繁昌  
 の日お逢えざりしとつふ  
 右の次第を以て老ふるお人たる者ハ一分一釐おても眞實  
 の路を外るゝそれハ悪事災難ハ身の八方より立起るもの  
 あり

⑫へまんうをくるの事

へまんうをくるハ蘇格蘭のどむりりなる屯ふる百姓の娘  
 あり女の身あまごも百姓のことおまは農業を事とし仕事  
 の暇ハ教の書を読み深く宗旨を信じて身の行状を脩め  
 父母死して後ハ一人の妹を養ひ共お信心の道を樂まらん

とて朝夕二日を教養とも妹の心意甚しくして姉の教不徒  
大悪無道の罪を犯して召捕へらまたり國法を以て  
此を吟味せしふこの度の悪事若し他の人小相談せし  
とありバ其罪も一等軽くあるべけども當人一人の所為  
あまバ死罪ふも行たるべき様子あり故へし人より裁判  
所へ訴へてこの度の悪事ハ姉と妹と相談せしことあり  
と申立ふバ妹の罪も軽くあるべきハ必定ふも露をか  
ても欺偽あきへし人の氣質ふて假令ひ親しき妹の命小  
拘たることふても虚言ハいふべからむとて心小決し裁判  
所へ叫出さるしと最初より妹の悪事小付てハ一切此

を知らむと言放しけしバ憐むべきハ妹あり國の掟の如く  
死罪を申渡さむたり  
右の如くへし人ハ眞實を守らんがため妹の命を救えざ  
しと雖ども心中ハ薄情ふるふはと其死罪小定りたる  
を聞き命乞のためろんとん政府へ訴へんると三百余里  
の路を徒跣ふて女王の膝下小至り事の次第を明白小述べ  
て歎願しけしバ女王もその心中を憐み死罪赦免の沙汰小  
及べり  
後の世小至り英吉利の文人あるとるまらつとある者へ  
人の物語を聞き其眞實を守るの義と其妹を思ふの情は感

心こころ 戯作けいさくの書中しょちゆうかへへせんせんの名なを用もちひてて女武者おんなむしやとふふた  
ることことありあり且かつ其墓所そのむすおを探たづねね索さがてて大おほぶぶるる石いし碑ひをを建たてて碑ひのの銘めい  
と記あしし其德そのとくを表あらわすすたりたりををももくくおおるるととるる・・成なりここつつととうう々々ハ  
世界せかい小名おな高たかきき文ぶん人にんふふてて大おほ家け先せん生せいなりなり斯かくるる貴たかきき身み分ぶんふふてて見み  
るるかかげげももなりなりにに百ひゃく姓せいのの娘むすめへへ厚あつきき禮らいをを奉たごつつるるととハハ愉ゆ快かいあるる事こと  
とといいふふべべー

童蒙どうもうをを一ひとくく草卷くさまきのの四終ししゆう

